

杉並区立図書館条例

昭和五十七年七月一日

条例第二十六号

改正 昭和六〇年 六月二二日条例第二〇号
平成元年十一月二九日条例第二八号
平成 四年 九月二八日条例第三五号
平成 五年 六月一四日条例第二九号
平成 八年十一月二九日条例第四一号
平成 九年一月二日条例第三四号
平成一三年 三月 七日条例第一一号

東京都杉並区立図書館条例(昭和二十五年十一月杉並区条例第十号)の全部を改正する。

(設置)

第一条 杉並区に図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十条の規定に基づき、杉並区立図書館を次のとおり設置する。

名称	位置
杉並区立中央図書館	杉並区荻窪三丁目四〇番二三号
杉並区立永福図書館	杉並区永福四丁目二五番七号
杉並区立柿木図書館	杉並区上井草一丁目六番一三号
杉並区立高円寺図書館	杉並区高円寺南二丁目三六番二五号
杉並区立宮前図書館	杉並区宮前五丁目五番二七号
杉並区立成田図書館	杉並区成田東三丁目二八番五号
杉並区立西荻図書館	杉並区西荻北二丁目三三番九号
杉並区立阿佐谷図書館	杉並区阿佐谷北三丁目三六番一四号
杉並区立南荻窪図書館	杉並区南荻窪一丁目一〇番二号
杉並区立下井草図書館	杉並区下井草三丁目二六番五号
杉並区立高井戸図書館	杉並区高井戸東一丁目二八番一号

(協議会の設置)

第二条 図書館法第十四条の規定に基づき、杉並区立中央図書館に杉並区立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の定数)

第三条 協議会の委員の定数は、十名以内とする。

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の公開)

第五条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(委任)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、杉並区教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和五十七年十月一日から施行する。
- 2 従前の東京都杉並区立図書館(東京都杉並区立杉並図書館(以下「杉並図書館」という。)を除く。)は、この条例による東京都杉並区立図書館となり、同一性を持つて存続するものとする。
- 3 従前の杉並図書館に係る事業は、昭和五十七年十月一日以後においては東京都杉並区立中央図書館が承継するものとする。
- 4 東京都杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和五十年三月杉並区条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(昭和六〇年六月二二日条例第二〇号)

この条例は、昭和六十年九月一日から施行する。

附 則(平成元年十一月二九日条例第二八号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成二年教委規則第七号で平成二年五月一日から施行)

附 則(平成四年九月二八日条例第三五号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成四年教委規則第一六号で平成五年二月一日から施行)

附 則(平成五年六月一四日条例第二九号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成五年教委規則第一二号で平成五年十一月一日から施行)

附 則(平成八年十一月二九日条例第四一号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成九年教委規則第一号で平成九年四月一日から施行)

附 則(平成九年一月二日条例第三四号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成一〇年教委規則第四号で平成一〇年四月一日から施行)

附 則(平成一三年三月七日条例第一一号)

この条例は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条から第十五条までの規定は、同年四月一日から施行する。